



2015年5月29日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 田中 久雄  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 広報・IR室長 長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

第176期有価証券報告書(自2014年4月1日至2015年3月31日)及び第177期第1四半期報告書(自2015年4月1日至2015年6月30日)の提出期限延長に関する承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出及び同内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行いましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

今回の会計処理の問題により、株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑、ご心配をお掛けいたしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

#### 記

1. 対象となる有価証券報告書及び四半期報告書
  - (1) 第176期有価証券報告書(自2014年4月1日至2015年3月31日)
  - (2) 第177期第1四半期報告書(自2015年4月1日至2015年6月30日)
  
2. 延長前の提出期限
  - (1) 第176期有価証券報告書(自2014年4月1日至2015年3月31日)  
2015年6月30日
  - (2) 第177期第1四半期報告書(自2015年4月1日至2015年6月30日)  
2015年8月14日

3. 延長が承認された場合の提出期限

(1) 第 176 期有価証券報告書（自 2014 年 4 月 1 日至 2015 年 3 月 31 日）

2015 年 8 月 31 日

(2) 第 177 期第 1 四半期報告書（自 2015 年 4 月 1 日至 2015 年 6 月 30 日）

2015 年 9 月 14 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2015 年 4 月 3 日付で特別調査委員会を設置して工事進行基準案件に係る会計処理の適正性を検証してまいりましたが、かかる調査の過程において、一部インフラ関連の工事進行基準案件において、工事原価総額が過少に見積もられ、工事損失（工事損失引当金を含みます。）が適時に計上されていない等の事象が判明しており、また、工事進行基準案件における工事原価総額の見積りの問題以外にも、更なる調査を必要とする事項が判明したため、同年 5 月 8 日付で、当社と利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される第三者委員会による調査の枠組みへの移行を決定し、同月 15 日付で第三者委員会の委員を選任いたしました。

当社は、第三者委員会に対して、①工事進行基準に係る会計処理、②映像事業における経費計上に係る会計処理、③ディスクリート、システム LSI を主とする半導体事業の在庫の評価に係る会計処理、及び④パソコン事業における部品取引等に係る会計処理の適切性に関する調査、発生原因の究明及び再発防止策の提言を委嘱しておりますが、調査範囲が広範にわたることから、第三者委員会による調査報告の提出は本年 7 月中旬を目途とする旨、第三者委員会からご連絡をいただいております。このため、第三者委員会の調査報告受領後に当社において必要となる過年度の財務諸表及び連結財務諸表等の訂正作業並びに第 176 期有価証券報告書の作成作業、さらに独立監査人による監査手続き等必要となる作業の量の多さも考慮いたしますと、外部専門家及び独立監査人の意見を聴取しつつ検討いたしました。第 176 期有価証券報告書の提出は、2015 年 8 月となる見込みでございます。また、これにより、第 177 期第 1 四半期報告書についても、第 176 期有価証券報告書の内容がその作成の前提となるため、作成作業及び独立監査人によるレビュー手続きが遅延することとなります。

以上の事情から当社は、第 176 期有価証券報告書及び第 177 期第 1 四半期報告書の提出期限の延長申請を行うことといたしました。

以 上